

日中サービス支援型指定共同生活援助事業者による土浦市地域自立支援協議会への報告等に関する基準

(趣旨)

第1 この基準は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者から土浦市地域自立支援協議会（以下「協議会」といいます。）への報告等に関し、必要な事項を定めるものです。

根拠法令：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第213条の10第1項

(土浦市地域自立支援協議会への定期報告)

第2 市内に所在する日中サービス支援型指定共同生活援助事業者（以下「事業者」といいます。）は、協議会に対し、協議会が別に定める期日までに、日中サービス支援型指定共同生活援助（以下「サービス」といいます。）の実施状況等を報告してください。

2 サービスの実施状況等の報告は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業実施状況報告書（様式第1号）により行うものとします。

3 報告は、年に1回以上を目途として、定期的に行う必要があります。

(協議会からの評価)

第3 協議会は、報告の内容を審査し、評価を行います。

2 協議会は、評価を行うにあたり、必要に応じて、追加書類の提出や協議会の場においてサービスの実施状況等に係る説明をするよう事業者を求めることがあります。

3 協議会は、評価を行った後に、事業者に対し、評価の結果を示すとともに、必要に応じて要望、助言を行います。

4 事業者は、評価の結果や要望及び助言の内容を尊重し、サービスの質の向上に努めて下さい。

(記録の保存等)

第4 事業者は、報告及び評価等に係る記録を5年間保存して下さい。

2 事業者は、報告並びに評価等に係る記録及びサービスの実施状況等の内容を積極的に公表して下さい。その際は、個人情報が増えいしないよう留意して下さい。